

京都市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月30日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第11号

京都市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の退職管理に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条の表市長の項中「8級」を「7級」に改め、同表消防長の項中「8級」を「7級」に改め、同表交通局長の項中「8級」を「7級」に改め、同表上下水道局長の項中「8級」を「7級」に改め、同表教育委員会の項中「8級」を「7級」に改める。

第14条の表市長の項中「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に改め、同表消防長の項中「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に改め、同表交通局長の項中「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に改め、同表上下水道局長の項中「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に改め、同表教育委員会の項中「7級」を「6級」に、「6級」を「5級」に改める。

第17条第1号及び第3号から第8号までの規定中「6級」を「5級」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)